

鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱

制定
19生産第9422号
平成20年3月31日
農林水産事務次官依命通知

最終改正 令和3年12月20日付け 3農振第1841号

(通則)

第1 農林水産大臣は、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、交付対象事業者に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）の定めによるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び交付率)

第2 第1に規定する経費及びこれに対する交付率は、別表に定めるところによる。
2 前項に定めるもののほか、実施要綱第3の1のただし書の事業に要する経費は、実施要綱第3の1に掲げる事業において実施する事業に要する経費としてみなすことができることとし、これに対する交付率は、農林水産省農村振興局長が別に定めるところによる。

(流用の禁止)

第3 別表の区分の欄に掲げる1及び2の相互間における流用をしてはならない。

(申請手続)

第4 規則第2条の農林水産大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする者は、交付

申請書を地方農政局長（鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、鳥獣被害防止対策促進支援事業（中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業及び都道府県捕獲促進支援事業）及び鳥獣被害防止施設整備促進支援事業にあつては地方農政局長（北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）、鳥獣被害対策基盤支援事業、全国ジビエプロモーション事業及び鳥獣被害防止対策促進支援事業（ジビエ利用拡大推進事業）（以下「鳥獣被害対策基盤支援事業等」という。）にあつては農林水産大臣をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

- 2 交付対象事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付申請者の提出期限）

- 第5 規則第2条の農林水産大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

- 第6 地方農政局長は、第4第1項の規定による交付申請書の提出があつたときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、交付対象事業者に対しその旨を通知するものとする。

- 2 第4第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

（申請の取下げ）

- 第7 交付対象事業者は、第4第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第6第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長に提出しなければならない。

（契約等）

- 第8 交付対象事業者（地方公共団体を除く）は、交付事業（本交付金の交付の対象

となる事業をいう。以下同じ。)の一部を第三者に委託する場合は、地方農政局長にあらかじめ届け出なければならない。

- 2 交付対象事業者(地方公共団体を除く)は、交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、交付事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 3 交付対象事業者(地方公共団体を除く)は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第7号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
- 4 交付対象事業者は、交付事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第9 交付対象事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第2号により交付金変更(中止又は廃止)承認申請書を地方農政局長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第10に規定する軽微な変更を除き、交付金額の増額を伴う変更を含む。
- (2) 交付事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第10に規定する軽微な変更を除く。
- (3) 交付事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 交付対象事業者は、前項各号に定める場合のほか、交付金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて地方農政局長の承認を受けることができる。

3 地方農政局長は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第10 規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第11 交付対象事業者は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記

様式第9号による遅延届出書を地方農政局長に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(概算払)

第12 交付対象事業者は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第3号の概算払請求書を、地方農政局長及び官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

- 2 交付対象事業者は、概算払により間接交付事業に係る交付金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた交付金の額を遅延なく間接交付対象事業者に交付しなければならない。

(状況報告)

第13 交付対象事業者は、交付金の交付決定があった年度の12月31日現在において、別記様式第4号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに地方農政局長に提出しなければならない。ただし、別記様式第3号の概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項に規定する時期のほか、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、地方農政局長は、交付対象事業者に対して交付事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告書)

第14 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第5号のとおりとし、交付対象事業者は、交付事業が完了したとき（第9第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書を地方農政局長に提出しなければならない。

- 2 交付対象事業者は、交付事業の実施期間内において、国の会計年度が終了した

ときは、翌年度の4月30日までに別記様式第10号により作成した年度終了実績報告書を地方農政局長に提出しなければならない。

3 第4第2項ただし書の規定により交付の申請をした交付対象事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、第4第2項のただし書の規定に該当した各事業実施主体について当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

4 第4第2項ただし書の規定により交付の申請をした交付対象事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第6号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに、地方農政局長に報告するとともに、地方農政局長による返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長に報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第15 地方農政局長は、第14第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付対象事業者に通知するものとする。

2 地方農政局長は、交付対象事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

第16 交付対象事業者は、第15第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、交付事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第14第1項に準じて提出するものとする。

- 2 地方農政局長は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第15第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第15項第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第17 地方農政局長は、第9第1項第3号の規定による交付事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 交付対象事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 交付対象事業者が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 交付対象事業者が、交付事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 間接交付対象事業者が、間接交付事業の実施に関し法令に違反した場合
 - (5) 間接交付対象事業者が、間接交付金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 地方農政局長は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 地方農政局長は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第15第3項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

(財産の管理等)

第18 交付対象事業者は、交付対象経費（交付事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第19 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の農林水産大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

3 交付対象事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長の承認を受けなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、交付事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつその内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第4第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第6第1項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により地方農政局長の承認を受けたものとみなす。

(1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること

(2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

5 第3項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(残存物件の処理)

第20 交付対象事業者は、交付事業等が完了し又は中止もしくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を地方農政局長に報告しその指示を受けなければならない。

(交付金の経理)

第21 交付対象事業者は、交付事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 交付対象事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 交付対象事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿に加え、別記様式第8号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

4 前3項及び第22に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、

台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(交付金調書)

第22 交付対象事業者(地方公共団体に限る。)は、当該交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第11号による交付金調書を作成しておかなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第23 鳥獣被害対策基盤支援事業等の交付対象事業者は、第4第1項の規定による交付の申請、第13の規定による状況報告、第14第1項による実績報告及び第14第4項による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告(以下「交付申請等」という。)については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス(以下「eMAFF」という。)を使用する方法により行うことができる。ただし、eMAFFを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

2 農林水産大臣は、前項の規定により交付申請等が行われた交付対象事業者に対する通知、承認、指示、命令については、交付対象事業者が書面による通知等を受けをあらかじめ求めた場合を除き、eMAFFを使用する方法によることができる。

3 交付対象事業者が第1項の規定により eMAFF を使用する方法により交付申請等を行う場合は、eMAFF のサービス提供者が別に定める eMAFF の利用に係る規約に従わなければならない。

(間接交付金交付の際付すべき条件等)

第24 都道府県は、間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、本要綱第3、第8から第11まで、第13、第14、第16から第18まで及び第20から第22までの規定に準ずる条件及び以下の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則、本要綱及び実施要綱に従うべきこと。

(2) 間接交付事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。)においては、都道府県の承認を受けないで、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、

貸し付け又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接交付事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により都道府県による間接交付金の交付の決定をもって都道府県の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

(3) 前号による都道府県の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがあること。

2 都道府県は、地方公共団体以外の間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、間接交付対象事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 間接交付対象事業者は、間接交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(2) 間接交付対象事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札等に参加しようとする者に対し、別記様式第7号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

3 都道府県は、間接交付対象事業者が間接交付事業により、取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように務め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

4 都道府県は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ地方農政局長の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあっては、第6による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に地方農政局長の承認を受けたものとする。

5 都道府県は、第1項第3号により間接交付対象事業者から納付を受けた額の国庫交付金相当額を国に納付しなければならない。

6 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫交付金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。

7 都道府県は、間接交付事業に関して、間接交付対象事業者から交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の国庫交付金相当額を国に返還しなければならない。

別表（第2、第3及び第10関係）

区 分	経 費	交 付 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
鳥獣被害防止総合対策交付金				
1 農山漁村活性化対策整備交付金				
(1) 鳥獣被害防止総合対策整備交付金	<p>1 事業費 実施要綱に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>(1) 鳥獣被害防止総合支援事業 ①鳥獣被害防止施設 ②処理加工施設 ③捕獲技術高度化施設 ④地域提案</p> <p>(2) 鳥獣被害防止対策促進支援事業 ①中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業</p> <p>(3) 鳥獣被害防止施設整備促進支援事業</p> <p>2 附帯事務費 都道府県が1の経費に係る事業の実施に関し、事業実施計画の承認並びに事業の推進に必要な事務、指導監督及び調査検討を行うのに要する経費</p>	<p>定額（定額、2/3、5/5/10、1/2以内）</p> <p>定額（定額、2/3、5/5/10、1/2以内）</p> <p>定額（定額、2/3、5/5/10、1/2以内）</p>	<p>1 経費の欄に掲げる1と2の経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減</p> <p>2 経費の欄に掲げる1の(1)、(2)及び(3)の経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減</p>	<p>1 事業実施主体ごとの事業の新設、中止又は廃止</p> <p>2 事業実施主体の変更</p>
2 農山漁村活性化対策推進交付金				
(1) 鳥獣被害防止総合対策推進交付金	<p>1 事業費 実施要綱に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>(1) 鳥獣被害防止総合支援事業 ①被害防止活動推進 ②実施隊特定活動 ③ICT等新技术実証 ④農業者団体等民間団体被害防止活動 ⑤ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 ⑥鳥獣被害対策実施隊体制強化 ⑦捕獲サポート体制の構築 ⑧重点捕獲対策強化 ⑨処理加工施設の人材育成 ⑩ICTの活用による情報管理の効率化 ⑪放射性物質影響地域のジビエ利活用推進</p>	<p>定額（定額、1/2以内）</p>	<p>1 経費の欄に掲げる1の(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)の経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減 ただし、経費の欄に掲げる1の(1)、(2)及び(3)の経費の相互間におけるそれぞれの経費の3割以下の増減を除く</p> <p>2 経費の欄に掲げる1の(4)の①、②及び③</p>	<p>1 事業実施主体ごとの事業の新設、中止又は廃止</p> <p>2 事業実施主体の変更</p>

(2) 鳥獣被害防止都道府県活動 支援事業	定額	の経費の相互間 におけるそれぞ れの経費の増減
(3) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動 支援事業	定額	3 経費の欄に掲 げる1の (6)の①及び ②の経費の相互 間におけるそれ ぞれの経費の増 減
(4) 鳥獣被害対策基盤支援事業 ①鳥獣被害対策担い手育成・ マッチング事業 ②利活用技術者育成研修事業 ③鳥獣利活用推進支援事業	定額	
(5) 全国ジビエプロモーション 事業	定額	
(6) 鳥獣被害防止対策促進支援 事業 ①都道府県捕獲促進支援事業 ②ジビエ利用拡大推進事業	定額	

注：鳥獣被害防止総合対策整備交付金は、実施要綱別表1の事業内容欄の2整備事業、同別表6の事業種類欄の1、同別表7の事業に、鳥獣被害防止総合対策推進交付金は、同別表1の事業内容欄の1推進事業、同別表2、同別表3、同別表4、同別表5、同別表6の事業種類欄の2及び同別表6の事業種類欄の3に掲げる事業に、それぞれ適用する。

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
 [北海道にあつては農林水産大臣
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長
 鳥獣被害対策基盤支援事業等にあつては農林水産大臣]

〇〇県（都府県）知事 （氏名）
 [又は
 所在地
 団体名
 （協議会等名）
 代表者氏名]

令和〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱（平成20年3月31日付け19生産第9422号農林水産事務次官依命通知）第4の規定により、申請する。

交付金交付申請額

鳥獣被害防止総合対策整備交付金 円
 鳥獣被害防止総合対策推進交付金 円

記

1. 事業の目的
2. 事業の内容及び計画
3. 経費の配分及び負担区分

区分	事業費	負担区分				備考
		国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
鳥獣被害防止総合対策整備交付金	円	円	円	円	円	
1 事業費						
2 附帯事務費						
鳥獣被害防止総合対策推進交付金						
1 事業費						
合計						

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には、「減額した金額〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4. 事業の完了予定年月日 令和 年 月 日

5. 添付書類

- (1) 都道府県の本交付金の交付に関する規定又は要綱を添付すること。
なお、都道府県の本交付金の交付に関する規定又は要綱について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略できる。
- (2) 地方農政局長に提出又は承認を受けた事業実施計画から、変更があったものに限り添付すること。
- (3) 鳥獣被害防止総合対策整備交付金事業のうち鳥獣被害防止総合支援事業を間接交付事業として行うに当たって、間接交付事業者が交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には、別紙1を作成し添付すること。
- (4) 事業計画内訳明細書（別紙2）

(別紙1)

事業名	事業実施 主体名	事業内容	交付金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、 金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
			金融機関 名	融資名 (制度・ その他)	融資を受 けようと する金額	償還年数	その他
			〇〇金融 公庫	〇〇資金	〇〇〇円	〇年	
			〇〇農協	〇〇資金	〇〇〇円	〇年	

- 注) 1 事業名の欄は、鳥獣被害防止総合支援事業と記載すること。
 2 事業実施主体名及び事業内容の欄は、計画書を転記すること。
 3 融資内容が確認できる資料を適宜添付すること。

(別紙2)

事業計画内訳明細書
 事業種類 ()

交付先	事業費 (A) + (B) + (C) + (D)	負担区分				備考
		交付金 (A)	都道府県費 (B)	市町村費 (C)	その他 (D)	
合計						

- 注 1 本明細書は、事業実施主体から提出された事業計画書の内容・添付書類を基に記入すること。
 2 事業種類の () の欄は、推進事業、整備事業のいずれかを記入し、それぞれ別業とすること。
 3 備考の欄には、消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額 (「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」) と記入すること。
 4 本明細書と同様の内容が確認できる資料があれば、それを本明細書に代えることができる。

別記様式第2号（第9関係）

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金変更（中止又は廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産大臣
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長
鳥獣被害対策基盤支援事業等にあつては農林水産大臣〕

〇〇県（都府県）知事（氏名）
又は
所在地
団体名
（協議会等名）
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱（平成20年3月31日付け19生産第9422号農林水産事務次官依命通知）第9の規定に基づき申請する。

記

- （注）1 様式は、別記様式第1号による交付金交付申請書の記に準ずるものとする。
この場合において、「事業の目的」を「変更（中止又は廃止）の理由」と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更（中止又は廃止）前を括弧書で上段に記載すること。
なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があつたものに限り添付すること。
- 2 交付金の額が増額する場合には、件名の「令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金変更承認申請書」を「令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱第9の規定により申請する。」を「下記のとおり変更したいので、鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱により、交付金〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。

別記様式第3号（第12及び第13関係）

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金の概算払請求書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿 [※]

北海道にあつては農林水産大臣
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局
 鳥獣被害対策基盤支援事業等にあつては農林水産大臣

官署支出官〇〇農政局総務部長 殿

北海道にあつては官署支出官農林水産省大臣官房予算課経理調査官
 北陸農政局、東海農政局、近畿農政局又は中国四国農政局管内の府県に主たる事務所が所在する交付対象事業にあつては官署支出官〇〇農政局総務管理官
 沖縄県にあつては官署支出官内閣府沖縄総合事務局総務部長
 鳥獣被害対策基盤支援事業等にあつては官署支出官農林水産省大臣官房予算課経理調査官

〇〇県（都道府）知事（氏名）

又は
 所在地
 団体名（協議会等名）
 代表者氏名

令和 年 月 日付け農振第 号で交付決定通知のあつた、この事業について、鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱【第13の規定により、その遂行状況を下記の通り報告する。】

【また併せて同要綱】第12の規定により、金 円を概算払によって交付されたく請求する。

記

令和〇年〇月〇日 現在

区分	事業費	国庫交付金 (A)	既受領額 (B)	【事業の遂行の状況】		今回請求額 (C)		残額 (A) — (B) — (C)	〇月〇日以降に実施するもの		備考
				【12月31日までに完了したもの】		〇月〇日までの予定出来高			事業費	事業完了予定年月日	
				【事業費】	【出来高比率】	事業費	出来高比率				
	円	円	円	【円】	【%】	円	%	円	円	〇月〇日	
計											

(注意)

1. 遂行状況報告を兼ねない場合は、宛先の【※】及び本文の【】の部分を除くこと。
2. 「交付決定通知の年月日及び番号」は、変更交付決定通知があった場合、当初の交付決定通知の年月日及び番号並びに変更交付決定通知の年月日及び番号の両方を記載すること。
3. 「令和○年○月○日現在」には、今回請求額の予定出来高を確認した年月日を記載すること。
4. 「区分」の欄には別紙様式第1号の「3. 経費の配分及び負担区分」の「区分」の欄を記載すること。

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
 〔北海道にあつては農林水産大臣
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長
 鳥獣被害対策基盤支援事業等にあつては農林水産大臣〕

〇〇県（都府県）知事（氏名）
 又は
 所在地
 団体名
 （協議会等名）
 代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱（平成20年3月31日付け19生産第9422号農林水産事務次官依命通知）第13の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		12月31日までに完了したもの		1月1日以降に完了するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

（注）「区分」の欄には、鳥獣被害防止総合対策整備交付金、鳥獣被害防止総合対策推進交付金の区分を記載すること。

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
 〔北海道にあつては農林水産大臣
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長
 鳥獣被害対策基盤支援事業等にあつては農林水産大臣〕

〇〇県（都府県）知事 （氏名）
 又は
 所在地
 団体名
 （協議会等名）
 代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、下記のとおり実施したので、鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱（平成20年3月31日付け19生産第9422号農林水産事務次官依命通知）第14第1項の規定により、その実績を報告する。

【また、併せて精算額として鳥獣被害防止総合対策整備交付金〇〇〇円、鳥獣被害防止総合対策推進交付金〇〇〇円の交付を請求する。】

記

1. 事業の目的
2. 事業の内容及び実績
3. 経費の配分及び負担区分

区分	事業費	負担区分				備考
		国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
	円	円	円	円	円	
鳥獣被害防止総合対策整備交付金						
1 事業費						
2 附帯事務費						
鳥獣被害防止総合対策推進交付金						
1 事業費						
合計						

（注）備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には、「減額した金額〇〇円」を、

同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4. 事業の完了年月日 令和 年 月 日

5. 収支精算

(1) 収入の部

区分	本年度 精算額	本年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫交付金	円	円	円	円	
2 都道府県費					
3 市町村費					
4 その他					
合計					

(2) 支出の部

区分	本年度 精算額	本年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	
鳥獣被害防止総合 対策整備交付金	円	円	円	円	
1 事業費					
2 附帯事務費					
鳥獣被害防止総合 対策推進交付金					
1 事業費					
合計					

6 添付書類

都道府県の本交付金の交付に関する規定又は要綱を添付すること。

なお、都道府県の本交付金の交付に関する規定又は要綱について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略できる。

また、交付金交付申請又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類を添付すること。

報告の際には、以下の資料を添付すること。

- 1 整備事業にあつては、財産管理台帳の写し
- 2 推進事業にあつては、支払いごとの内訳を記載した帳簿等の写し
- 3 事業実績内訳明細書（別紙3）

(別紙3)
 事業実績内訳書
 事業種類 ()

交付先	事業費 (A) + (B) + (C) + (D)	負担区分				備考
		交付金 (A)	都道府県費 (B)	市町村費 (C)	その他 (D)	
合計						

- 注 1 本明細書は、事業実施主体から提出された実績報告書の内容・添付書類を基に記入すること。
- 2 事業種類の () の欄は、推進事業、整備事業のいずれかを記入し、それぞれ別葉とすること。
- 3 備考の欄には、消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」）と記入すること。
- 4 本明細書と同様の内容が確認できる資料があれば、それを本明細書に代えることができる。

- (注) 1 精算額がない場合は、【】部分を除くこと。
- 2 間接交付事業者に対し間接交付金を交付している場合にあっては、実績報告書の収支精算の支出の部の備考欄に、間接交付金の交付を完了した年月日を記載すること。

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産大臣
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長
鳥獣被害対策基盤支援事業等にあつては農林水産大臣〕

〇〇県（都府県）知事（氏名）
〔又は
所在地
団体名
（協議会等名）
代表者氏名〕

令和〇〇年度消費税仕入控除税額報告書

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあつた事業について、鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱（平成20年3月31日付け19生産第9422号農林水産事務次官依命通知）第14第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 適正化法第15条の交付金の額の確定額 金 円
（令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額）
- 2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
金 円
- 4 交付金返還相当額（3－2） 金 円

（注）市町村別、事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

- 5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
〔 〕

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、交付対象事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、交付対象事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新に設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付対象事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・交付対象事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔交付事業者〕 殿
又は〔間接交付事業者〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者の役職及び氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みにあたって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止等の措置を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申請書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第9号（第11関係）

令和〇〇年度 鳥獣被害防止総合対策交付金
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）遅延届出書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産大臣
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長
鳥獣被害対策基盤支援事業等にあつては農林水産大臣〕

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となつた）ため、鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱（平成20年3月31日付け19生産第9422号農林水産事務次官依命通知）第11の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 交付事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となつた）理由
- 2 交付事業の遂行状況

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

（注1）括弧内は、該当するものを記載すること。

（注2）補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

別記様式第10号（第14第2項関係）

令和〇〇年度 鳥獣被害防止総合対策交付金
 (〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 年度終了実績報告書

番 号
 年 月 日

〇〇〇農政局長 殿
 (北海道にあつては農林水産大臣
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長
 鳥獣被害対策基盤支援事業等にあつては農林水産大臣)

所在地
 団体名
 代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱（平成20年3月31日付け19生産第9422号農林水産事務次官依命通知）第14第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

交付事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	交付事業 に要する 経費 (A)	国庫交付 金	(A)の うち年度 内支出済 額	概算払受 入済額	(A)のう ち未支出 額	翌年度繰 越額	
翌年度繰越分 〇〇〇〇 〇〇〇〇	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分 〇〇〇〇							
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に交付事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、交付金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る交付事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

附 則

- 1 この改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正前の本要綱に基づき実施した事業に係る実績報告等については、改正前の要綱に基づき行うものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正前の本要綱に基づき実施した事業に係る実績報告等については、改正前の要綱に基づき行うものとする。

附 則

この通知は、平成24年4月6日から施行する。

附 則

この通知は、平成25年5月16日から施行する。

附 則

この通知は、平成26年2月6日から施行する。

附 則

この通知は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、平成27年4月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この通知は、平成27年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この通知による改正前の各通知（以下「旧通知」という。）の規定により農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）がした処分、手続その他の行為（以下「処分等」という。）は、この通知による改正後の各通知（以下「新通知」という。）の相当規定により農林水産省生産局長、農村振興局長又は政策統括官（以下「生産局長等」という。）がした処分等とみなし、旧通知の規定により生産局長に対してされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、新通知の相当規定により生産局長等に対してされた申請等とみなす。

附 則

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この通知は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この通知は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この通知は、令和2年1月30日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正前の本要綱に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

この通知は、令和3年1月28日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例による。

附 則

この通知は、令和3年12月20日から施行する。